

1 老人保健事業関係

1-1 地域支援事業における介護予防事業の実施について

地域支援事業について

1. 地域支援事業の概要

(1) 事業創設の趣旨

- 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する「地域支援事業」を創設する。(介護保険法第115条の38)

(2) 事業内容

①介護予防事業

- ア. 介護予防スクリーニングの実施
- イ. 要支援、要介護になるおそれの高い者等を対象とする介護予防サービスの提供(特定高齢者施策)
- ウ. 全高齢者を対象とする介護予防事業(一般高齢者施策)

(参考) 介護予防事業の事業区分

(1) 介護予防特定高齢者施策

- ア 特定高齢者把握事業
- イ 通所型介護予防事業
- ウ 訪問型介護予防事業
- エ 介護予防特定高齢者施策評価事業

(2) 介護予防一般高齢者施策

- ア 介護予防普及啓発事業
- イ 地域介護予防活動支援事業
- ウ 介護予防一般高齢者施策評価事業

②包括的支援事業

- ア. 介護予防ケアマネジメント
- イ. 総合相談支援事業(地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等)
- ウ. 権利擁護事業(虐待の防止、虐待の早期発見等)
- エ. 包括的・継続的マネジメント事業(支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等)

③任意事業

介護給付等費適正化事業、家族介護支援事業 等

2. 地域支援事業の財政フレーム

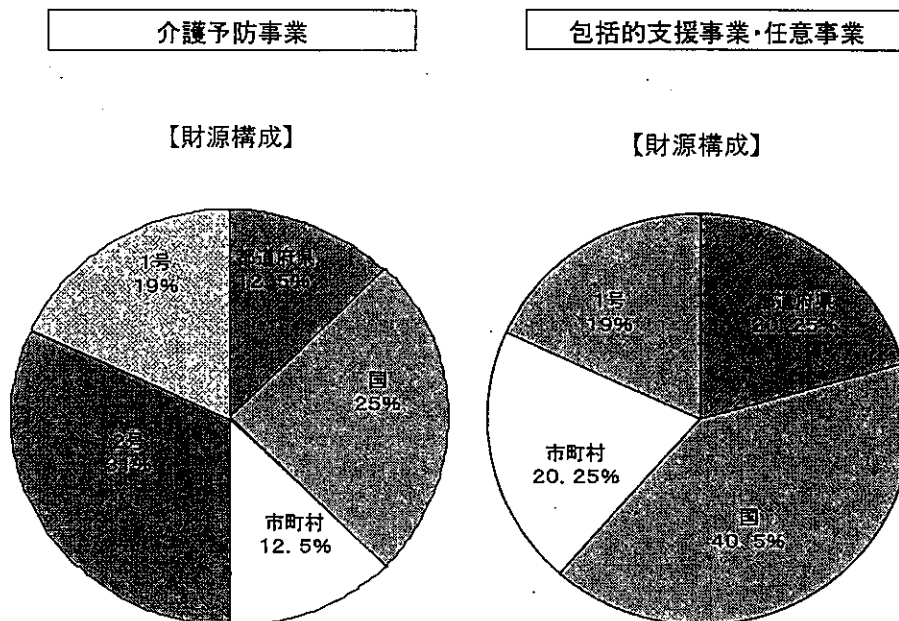
(1) 事業規模

- 市町村は、介護保険事業計画に当該市町村の地域支援事業の内容、事業規模等を記載し、地域支援事業に要する費用も勘案して1号保険料額を設定することとなる。
- 地域支援事業の事業規模については、政令で上限額を定めることとなっている。

地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
(介護保険法第115条の38第3項)

(2) 財源構成

- ①介護予防事業 : 給付費の財源構成と同じ
- ②包括的支援事業、任意事業 : 1号保険料と公費で構成



(注) 1号 : 19%、2号 : 31%は、第3期(見込み)の数値である。

- 国、都道府県、2号保険料については、それぞれ、国、都道府県、社会保険診療報酬支払基金から、「地域支援事業交付金」又は「地域支援事業支援交付金」として、各市町村の介護保険特別会計に交付される。

(介護保険法第122条の2第2項、第123条第4項、第126条第1項)

介護予防事業の円滑な実施を図るための指針 (イメージ案)

○改正後の介護保険法第115条の38第5項に基づき厚生労働大臣は、介護予防事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を示すこととされており、当該規定に基づき「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」を作成することとしているところ。

(参考) 改正後の介護保険法抜粋

第115条の38 (略)

2～4 (略)

5 厚生労働大臣は、第1項第1号の規定により市町村が行う事業(介護予防事業)に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

6 (略)

○今回、当該指針のイメージ案について、別添のとおり作成したので、お示しする(最終的には告示として官報公布されることとなる。)。なお、別添の指針のイメージ案については、現時点において考えている指針のイメージを示したものであり、今後の変更もあり得るが、骨格や方向性など、大筋においては、大きく変更がなされることはないものと考えている。

(別添)

介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（イメージ案）

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の38第5項の規定に基づき、同条第1項第1号の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業（以下「介護予防事業」という。）の円滑な実施を図るための指針を次のように定め、同条第5項の規定により公表する。

介護予防とは、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態若しくは要支援状態となることの予防を目的として行うものであるが、このことは、単に運動機能や栄養状態など、個々の機能の改善のみを旨とするのではなく、個々の対象者が、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである。

また、介護予防は、活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取組を行う「一次予防」と、虚弱な状態にある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を行う「二次予防」、更には要支援状態又は要介護状態にある高齢者の要介護状態の改善や重症化の予防を行う「三次予防」とに大別される。

こうした介護予防のうち、介護予防事業は、一次予防及び二次予防に重点を置いて実施するものであるが、実施に当たっては、主に介護保険の予防給付が担っている三次予防との有機的な連携を図り、活動的な状態にある高齢者に対する介護予防から、要支援状態又は軽度の要介護状態にある高齢者に対する介護予防まで、連続的かつ総合的な事業展開が図られることが重要である。

また、一次予防としての介護予防を推進するためには、ヘルスプロモーションの視点が重要であり、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指すことが重要である。このため、介護予防事業については、介護保険において実施される事業はもとより、介護保険外において行われる高齢者保健福祉施策や地域におけるボランティアな活動等とともに一体的かつ総合的に企画され、実施されることが必要である。

この指針は、市町村がこうした考え方に基づき介護予防事業を実施するに当たり、その実施が円滑になされるよう、実施に当たっての基本的な事項を示すものである。

第一 介護予防事業の実施に関する総則的な事項

一 目的

介護予防事業は、当該市町村に居住地を有する第一号被保険者を対象として、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として実施されるものとする。事業の実施に当たっては、単に心身の状態の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の向上を通じて、個々の対象者が、その居宅において、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう支援することを目的として実施される必要がある。

二 実施主体等

介護予防事業は、介護保険事業の運営主体である市町村が実施主体となり、保健所その他の関係行政機関、医師会、歯科医師会その他の保健医療関係団体、社会福祉協議会その他の福祉関係団体、ボランティアを含む地域住民等の協力を得て推進するものとする。

なお、市町村等において設置される地域包括支援センターにおいては、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の選択に基づき、適切に介護予防事業が実施されるよう必要な援助を行うものとする。

三 事業の構成

介護予防事業は、全ての高齢者を対象に事業を実施する一般高齢者施策と、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象に事業を行う特定高齢者施策により構成するものとする。両施策は、事業の対象や実施方法等は異なるが、特定高齢者施策の事業を終了した高齢者が、一般高齢者施策において、引き続き介護予防に向けた取組に参加するなど、両者が連続的かつ一体的に実施されるよう、相互に密に連携を図る必要がある。

四 事業の実施

介護予防事業の実施に当たり、市町村においては、事業の一部を民間事業者等に委託するなど、地域における社会資源の有効活用を図るとともに、効率的な事業運営に努める必要がある。

五 事業の評価

介護予防事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、市町村は、定期的に介護予防事業の評価を実施することも重要である。事業評価においては、介護予防事業の実施により、要支援状態や要介護状態への移行をどの程度防止できたか等の事業成果に係る評価（アウトカム評価）を行うとともに、投入された資源量や事業量の評価（アウトプット評価）、事業が効果的かつ効果的に実施されたか等の事業実施過程に着目した評価（プロセス評価）も行うことが必要である。

また、介護予防事業は、単に心身の状況の改善のみではなく、高齢者の豊かな人生の実現を目指して実施されるものであることから、事業評価に当たっては、対象者のQOL（生活の質）や主観的健康感など、様々な視点から総合的に行われることが重要である。

こうした事業評価を適切に行うため、市町村においては、個人情報保護に留意しつつ、介護予防事業の事業参加者数といった事業に関するデータはもとより、個人の健康に関するデータなど、事業全体の経年的な評価ができるよう、これらのデータを体系的に把握しておくことが必要である。

また、事業評価の結果については、積極的に地域住民に対して情報公開し、地域住民の介護予防事業に対する理解を深めることに努めることが必要であるとともに、地域住民からの意見も踏まえ、適宜、事業内容を見直すなど、真に地域に密着した事業展開が図られるよう不断の取組が重要である。

六 他の計画等との関係

各年度における介護予防事業に要する費用並びに介護予防事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策及び事業評価等については、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成11年5月厚生省告示第129号）に基づき市町村介護保険事業計画において定めることとされている。介護予防事業は、当該計画に基づき計画的に事業を推進するものとし、その際、老人保健法（昭和57年法律第80号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人保健福祉計画、医療法（昭和23年法律第205号）による医療計画、及び健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進計画との整合を十分に図るものとする。

第二 特定高齢者施策

一 基本的な考え方

特定高齢者施策は、介護予防上の支援が必要と認められる虚弱高齢者を対象とし、こうした者の生活機能の維持又は向上を目的として実施されるものであり、対象者の生活機能や心身の状態、価値観等を踏まえ、対象者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな事業の実施が重要である。このため、事業の実施に当たっては、対象者の状態等の評価を行い、当該評価の結果を踏まえた介護予防ケアプランを作成し、当該ケアプランに基づいた事業実施がなされることが必要であるとともに、事業実施後には、対象者の状態等の再評価を行うことが必要である。

二 事業の対象者

事業の対象者は、要支援状態又は要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者を対象に実施するものとし、その数は、高齢者人口の概ね5%を目安として、地域の実情に応じて定めるものとする。事業の対象者の把握については、市町村において、全ての第一号被保険者に対して実施される生活機能に関する状態の把握や市町村内の要介護認定の担当者や保健分野において訪問活動を担当している保健師等との連携による実態把握、医療機関や民生委員等との連携による実態把握など、様々な機会を捉えた実施に努めるものとする。

三 事業の実施

特定高齢者施策においては、集団的なプログラムを内容とし、通所形態により事業実施を中心とするが、うつ、認知症、閉じこもり等のおそれがある高齢者や既にこうした状態にあるものなど、通所形態による事業実施が困難である者に対しては、保健師等がその者の居宅を訪問し、必要な相談や指導を行うといった訪問形態により事業を実施するものとする。

このうち、通所形態による事業の内容については、対象者の心身の状況等を踏まえ、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に係る事業のほか、これらに関するものであって、市町村において介護予防の観点から効果が認められると判断される事業を実施するものとする。

なお、うつ、認知症又は閉じこもりのおそれがある高齢者や既にこうした状態にあるものについて、こうした状態の予防又は改善を図る観点から、通所形態による事業を活用することは差し支えないものとする。

第三 一般高齢者施策

一 基本的な考え方

一般高齢者施策は、介護予防のための個々人の取組を、その日々の生活として定着させるとともに、介護予防に資する自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及及び啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成及び支援を実施することを目的とする。

二 事業の対象者

一般高齢者施策の対象者は、地域における全ての第一号被保険者とする。

三 事業の実施

一般高齢者施策においては、次のような内容の事業の実施が想定されるが、それぞれの地域における特性を踏まえた事業が積極的に展開されることが期待される。

市町村においては、それぞれの地域でどのような介護予防に資する活動が実施されているのか、適宜その把握に努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民の介護予防事業に関する理解を深め、特定高齢者施策の対象者の早期把握の促進等を図ることや、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を特定高齢者施策の修了者の支援のために積極的に活用するなど、特定高齢者施策との有機的な連携に努めることが必要である。

- (1) 介護予防に資する基本的な知識を啓発普及するためのパンフレットの作成・配布、講演会の開催等の啓発・広報事業
- (2) 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修事業
- (3) 介護予防に関する知識や情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を記載するための媒体の配布
- (4) 介護予防に資する地域活動組織の育成・支援事業